

# 議 事 録

◎令和5年度第2回高知市男女共同参画推進委員会

日 時 令和5年9月28日（木）10時00分～12時10分

場 所 高知市役所 本庁舎6階611会議室

出席者 高知市男女共同参画推進委員 12名

人権同和・男女共同参画課（事務局）

基幹型地域包括支援センター，学校教育課，人権・こども支援課

## 【会次第】

議事1 高知市男女共同参画推進プラン2021【令和4年度】

事業担当課ヒアリング・施策進捗状況審議

## ◇議事1 高知市男女共同参画推進プラン2021【令和4年度】 事業担当課ヒアリング・施策進捗状況審議 （委員長）

それでは早速，議事に移ります。事業担当課ヒアリングについて，事務局からの説明をお願いいたします。

（事務局）

今年度のヒアリングは，事前にお知らせしましたとおり3課となりました。

順番は，基幹型地域包括支援センター，続いて人権・こども支援課と学校教育課の2つの課を同時に行います。

流れとしましては，最初に担当課より事業について概要を説明し，そのあと質疑応答の時間を設けたいと思います。時間は1課約20分としましてヒアリングで合計1時間程度を予定しております。

本日配付しました，資料1・令和4年度個別事業実施状況報告に対する質問及び回答をご覧ください。

こちらは，委員の皆様から第1回委員会終了後にいただきました個別事業実施状況報告に対する質問と回答をまとめたものです。1ページの下から3つ目，学校における男女平等教育の推進について，高知商業高校の取組を事務局において電話でお聞きしましたので補足説明をさせていただきます。商業高校では人権に関する教育について，1年生の時に人権の基本である，お互いを知るという目的からアイスブレイキングの授業を行っており，2年生の時には，特別支援学校との交流授業を行っている。1年生から3年生まで通して授業において様々な人権課題について学んでいるということでした。また，県立，私立の高校への特別な働きかけというのは，行っていないということでした。また当課では，教育というよりは，広報啓発面からのアプローチにはなりますが，毎年8月1日の高知市男女共同参画の日に合わせて実施しております男女共同参画推進に関する啓発作品の募集に当たりまして，高知商業高校さんには毎年，川柳部門でたくさんの応募をいただいております。また，写真部門でも，写真部がある高知市内の方に対して募集案内を送らせてもらって，事業への参加にご協力をお願いしているところで，当課ができるところとしては，啓発面でのアプローチが中心になりますが，男女共同参画，ジェンダー平等についての関心を高めたいように，今後も努めていきたいと考えております。

また，資料の5／6ページの母子保健課の事業No.54「思春期保健事業」というのがございますが，こち

らでも、私立の高校からも定期的な要請があり、それに応じているとお聞きしております。また依頼があった際にはその機会を十分にいかしていきたいというふうに伺っています。以上です。

その他の質問に対するご回答は回答表にてご確認をお願いいたします。また一部の質問はこの後、ヒアリング時に回答をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

続いて資料2・点検シートの方ご覧ください。こちらは、委員の皆さんから第1回委員会終了後、いただいた点検のコメントというのを、それぞれの点検シートの右下部分、推進委員会からの点検コメントという欄に追記をさせていただいておりますので、ご覧ください。またこの後のヒアリング時にも参考にさせていただけたらと思います。事務局からの説明は以上です。

(委員長)

ありがとうございました。

(委員)

今の回答ではあまり回答になっていないのですが、それはもう仕方がないということですね。

(委員長)

その辺りの議論はどこでやりましょうか。

(委員)

こればかりではないのですが、回答があまり質問に沿っていない、質問に答えていないというふうに思ったので、それ以上は無理という中身と考えて理解したらいいでしょうか。事務局から補足説明というふうにありましたが、商業高校以外は働きかけをしていないということかなど。していないならば、なぜしていないのか、そういうことが知りたかったのですが、それ以上のお答えはできないという状況だと考えたらよいということですね。

(委員長)

今日は人権・こども支援課さん、学校教育課さんが来られています。今のご質問はその範疇なので、ヒアリングをさせていただいて、質疑応答の中で場合によってはお聞きすることができると思っています。それ以外の今日来られていない課で、もし追加の質問ということがあれば、ヒアリングが終わった場で、少し意見交換する場を設けましょうか。ということで、人権・こども支援課さんは来られていますので、この後お聞きいただければと思っていますが、それでよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員長)

ありがとうございます。

それでは、基幹型地域包括支援センターさんのヒアリングということで、ご質問はヒアリング時に回答されるということで、この後改めてご回答いただけるものと思っております。

関係する事業は資料2の35番と48番です。では、ご説明をお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター)

私からは、基本目標3の事業No.35「生活支援サービスの充実」と基本目標5の事業No.48「さまざまな世代やライフスタイルに応じた健康づくりのための講座等の開催」、この2点について令和4年度の状況について報告させていただきます。

まず「生活支援サービスの充実」ですけれども、事業の概要に書かさせていただいておりますけれども、私どもは介護保険事業の中の地域支援事業に基づいて、事業を進めておりまして、その中には生活支援体制整備事業という事業がございます。事業の中の考え方としまして、地域住民や関係者の方と話し合う場を第二層協議体と呼んでいる部分がありまして、そちらの活動を各地域・エリアで進めていくということで事業を展開しております。

協議の内容につきましては、男女共同参画の視点からの目的のところにも書かせていただいておりますけれども、各エリアの集いの場や、現在活動している内容の情報があれば、そういったことを周知していくであるとか、必要性があれば新たな活動の場を創造していくといったようなことにつきまして、行政だけではなくて、住民さんや地域の企業の方、そういった関係機関等と連携しながら行っていくということにしております。

いきいき百歳体操について少し説明させていただきますけれども、現状、女性の参加者が9割、男性が1割といった状況がございます。なかなか男性の参加がいただけないところがございます。様々ご事情があってというところがあると思いますけれども、強制的に男性に参加いただくというよりは、例えば男性がどういう場であれば参加しやすいかとか、どういった目的であれば参加しやすいのか、どういった内容であればいいのかというようなことを、議論しながら、この生活支援体制整備事業を使いながら、そういった場を作っていくといったことも、こちらの協議体の中で行っているという状況でございます。

それと男性だけではなくて、女性でも参加いただけていない方や、既存の集まりには行きたくないという方がいらっしゃると思いますので、既存に合わすという形ではなくて、そういった方々のニーズがどういったところにあるのか、どういったものであれば参加いただけるのかということも議論しながら、場を設ける、資源を活用していくことを目的に事業展開しております。

ただ現状のところにも書かさせていただいておりますけれども、やはりそういった集まって議論する場でございますので、なかなか新型コロナ感染状況の中では開催がしばらく、工夫もしながら92回ほど開催いたしましたけれども、なかなか目的が実現という形には至らなかったところがございます。

今後につきましては、令和3年4月からですけれども、そういった活動の場の活性化を目指して、生活支援コーディネーターという形で、先ほど言いました生活支援整備体制事業の中でも人員配置ができるようになっておりますので、そういった人員増強を行いまして、令和5年度以降も考えておりますけれども、地域包括支援センターの方に、生活支援コーディネーターを配置しまして、高知市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターの方と連動しながら、地域の活動も活性化させていきたいというふうに考えております。そういった形で生活サービスの充実を進めていきたいと考えておりますが、市、既存の集まり場であるとか、活動の活用以外に新規で立ち上げる場合につきましては、この事業の中に別のカテゴリになりますけれども、総合事業というのがあります。その中で一定補助などを出しながら、活動の輪を広げていくというようなこともできるようになっておりますので、そういった複数の事業を連動させながら実施していきたいというふうに考えております。

続きまして、もう一つ「さまざまな世代やライフスタイルに応じた健康づくりのための講座等の開催」についてご報告をさせていただきます。こちらは先ほど少し言いましたとおり、いきいき百歳体操等の活動を主に行っているところで、現在は市内で350ヶ所ほど会場がありますけれども、そこで6,500人ほどの方に参加をいただいているような状況になっております。内容としましては、事業概要のところにかき

していただいておりますけれども、いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操、しゃきしゃき百歳体操について、会場等で何人か集まっていたいただいて体操を行っています。また、そういった会場を運営するにあたっては、サポーターということで、実施する方、運営する方の育成を行っております、こちらの方にも参加をいただきながら、体操会場の増加ということを目指して活動しております。

住民主体の活動ですので、地域の方で一定準備していただくなど、地域の状況等に左右されておりますので、増加に当たっても、同じエリアや同じ会場で時間をずらすパターンもありますし、また別の会場というのもございますが、多くの方にご参加いただいているところでございます。

昨年度の具体的な取組としましては、書かさしていただいておりますが、サポーター育成教室の開催、体操会場へのインストラクター等の派遣などを行っております。ただ、こちらの方も、コロナの影響がありまして、感染時期には活動自粛の呼びかけを行った関係もあって、一定期間自粛の中で、現在でも活動再開に至っていない会場等もございます。また、そういった自粛期間の間に体力の問題等もございまして、参加が難しいというふうになられる方もいらっしゃるというふうにお話も聞いております。そういった状況もございまして、このいきいき百歳体操につきましては平成14年から開始しており、大体20年ほど経過していますが、高齢化が進んでいることもあり、廃止会場なども増えてきているところがございます。そういった会場について、廃止ではなくて継続できるための支援というのが必要であると考えておりますので、今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

またご質問いただきました内容につきまして、いきいき百歳体操は、地域の皆さんが集まって活動するということで実施させていただいております、この体操を始めた当初、モデル的にやっていた時期に、体操会場が集まって続けている方と、ご自身が自宅でできるようにということでDVDをお渡しして、ご自宅で継続していただく方がいらっしゃるようなのですけれども、やはり一人で体操を続けていくとなると続かないというふうなことがあったようでして、ほとんどの方が1年ぐらいで辞められていたというところもありますので、やはり集まって皆さんと一緒にやるということが継続するという点についても必要なかなということ考えております。

また先ほど言いました通り、コロナの影響の関係でなかなか参加が難しくなった方がいらっしゃいますけれども、こちらの方につきましては、別の事業ですけれども、自宅にリハビリ職の方を派遣させていただきまして、機能改善の見直しなどを行っております、訪問型C事業と言いますけれども、こちらの方で、その方の現状や生活状況などを理学療法士さんや作業療法士さんにご確認いただきながら、その方の望む生活を取り戻していただきながら、体操会場へのつなぎ直しなども支援するという形で実施しておりますので、そういった方についても、できるだけ参加いただく取組をしているという状況でございます。以上です。

(委員長)

ご説明ありがとうございます。そういたしましたら質疑応答に移らせていただきますが、質問事項を最初にまとめてお取りして、後でまとめてご回答いただくということにさせていただきたいと思っております。どなたからでも結構ですがいかがでしょうか。

(委員)

もしかしたら昨年も同じ質問をさせていただいたかもしれませんけれども、百歳体操の講座も無料、それから、百歳体操をしていただくインストラクターの方も完全ボランティアでしたか。

(基幹型地域包括支援センター)

講座は無料ですし、インストラクターの派遣について、住民さんの費用負担等はありません。

インストラクターは市で要請し、時間いくらという形の報償費として、私共の方からお支払いをさせていただいておりますけれども、住民さんからの費用負担というのはありません。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

百歳体操のインストラクターを何人か存じ上げておりますけれども、なかなか高齢化をしております、あとをやる人がいないということをおられたので、もしそういうことであれば、完全ボランティアで習うことができても教えるときにも完全ボランティアであると、あとが続かないと思ったので質問させていただきました。

(委員長)

いきいき体操を集まってやるのが大事というのはその通りだと思うのですが、スマホなどを使ってオンラインでやろうと思えば、できると思うのです。ただ高齢者というのは一括りにしてはいけなくて、使いこなせる人は相当使いこなせるだろうと思っていて、使いこなせない方はアナログ方式でないと駄目だと思うのですが、スマホのZOOM等で何時にそこに入ったら、みんなで一斉にというようなことができないのかなというのが一つご質問です。それと35番関係で、第2層協議体のモデル地区が旭地区であるということですが、この地区は昔から非常にコミュニティがしっかりした地域だというふうに理解していますけれども、これから地域の方が話し合う場というのを作っていくにあたって、言葉は悪いですが、ある意味チャンスかなと思います。まだできてないのであれば、女性がそういうところで発言をしていくというようなことをある程度作っていくことも考えられるのではないかなと思ったりします。というのは、既存の団体はどうしても男性中心になっているので、逆に女性が入っていく枠がここにあるのかなという感じもしておりますが、その辺りについてご認識や戦略はいかがでしょうか。

(委員)

48番のいきいき体操ですけれども、インストラクターなどの後継者はその方たちの口コミだけではなくて、一般的にも養成というようなことはされているのかということ、過去にすでにそういう講座があれば、簡単にその実績を教えていただきたいということと今後も計画があれば、それも含めてお願いします。

(基幹型地域包括支援センター)

まずスマホについてですけれども、確かにやれなくはないというところではあるのですが、やはりなかなか自宅でやるというのが難しい。イスなども必要ですし、重りなども持って帰らないといけないという話になってきまして、そういった物の管理などもあります。ご意見としても集まりたい、集まってやるのがいいというのもありますので、全て把握しているわけではございませんが、可能などころではやられているのではないかなと思いますけれども、なかなか実際したという話を聞きませんので、多分そういう形ではやられてないのかなと思います。

今後もっとスマホの普及率が上がって、皆さんがZOOM等でお話するのが当たり前になってくればというところはありますけれども、実際、自粛が明けたときや5類移行後も、皆さんのご意見として、集まって顔を見て話しながらやっていくのがいいというようなことを言われていますので、なかなか現状スマホでというのは難しいというか、皆さん望まれていないのかなというところはございます。

次に旭の活動ですけども、現在「旭やるかい」という形で協議をされています。男性もいらっしやいま

すけれども、女性も多くいらっしゃいまして、地域住民の方や民生委員の方もそうですし、実際活動される方についても女性も男性もいらっしゃいます。正確に数えたことがないので、半々か分からないのですけれども、実際、会議などに行きますと多くの女性の方も来ていただいております、何かを制限するという会ではございませんので、ご賛同いただけて、ご参加いただけて、ご発言いただけるのであれば、どなたもとといったことで男性、女性かかわらず、ご参加いただけたらと思います。そのエリアで、どういったことが望まれているのかといったことや、この地域についてどういった課題があるのかということについてはご意見をいただきたいというふうを考えておいて、そういう面で進めていけたらと考えております。

もう一つ、インストラクターの養成についてですけれども、インストラクターの教室というのを過去に開催しております、理学療法士さんとか、作業療法士さんとかそういった方にご参加をいただいて、インストラクター育成も行っております。現在、いきいき百歳体操の方でも20名位、かみかみ百歳体操で5名位インストラクターを養成してご登録していただいているのですが、昼間お仕事をされている方が多いというところがありまして、少し調整に難航している部分などがございます。また、かみかみ百歳体操の方につきましては、人数が少ないところもありますので、今後、歯科医師会等と調整もさせていただきます、インストラクターの育成ができたらなと考えております。以上です。

#### (委員)

質問したことに関連するのですが、とても大切な講座で、高知市の取組は全国的にも注目されています。どこかに行けるという状況の方はいいと思いますし、集まってやるのはとても大きな価値があると思うのですけれども、やはり行けなくなる状況というのが発生しやすいですね。ほとんどの方がそうになっていくだろうし。それからの長さというか、寝たきりの状態が長いところを改善していくことが大きな課題だと思います。さっき提案がありましたスマホなり、行けないのだけれども何かやれないかということに少し手を入れることができる就非常大きな進歩になってくるのではないかなと思います。スマホもちろんそうだと思うのですが、それに向けて技術の進歩を待っているのではなくて、やれる取組をしていくというのがいいのではないかと。例えば1年で終わってしまった人が多いということはあるかもしれないけど、それでも1年出来たのであれば、それはすごく価値があったと思いますし、そこで終わらないように何かこう行っていく。例えば、NHKでもテレビ体操と一緒に座りながら各家でやっていますよね。ああいう方たちが、家でもできるというようなことがあると、すごく大きな質的な変化にもなるかなと思っています。スマホを含めて各自がとりあえず行けるようになるまでとか、行けなくなっただけで、中で動ける方たちのことも事業として考えていただきたいなという希望ですが、もし何かプランがあれば教えてください。

#### (基幹型地域包括支援センター)

今のところ、そういった形での検討はしていませんが、フレイルといった体調の変化の入口ということで社会参加をなかなかしなくなるということが言われている部分もありますので、どちらかといえば生活支援事業などでそういった方がどういったニーズがあるのか見ながら、どんなことができるのかも考えつつ、その中で手段としてスマホなどを考える部分があれば一つかなと思うのですが、やはり社会的な繋がりをどう担保していけるか、そういった方でもどういったことができるかというような視点を持ちながら考えていきたいと思っています。

#### (委員)

スマホのお話が出ましたけれども、テレビの件で一つ提案です。テレビは結構お金がかかりそうな感じ

はしますけれど、ミニ枠として、例えば1分だけ百歳体操のビデオを作って、3か月で1クールなので、3か月で1種類、1年間で4種類の1分間の体操をテレビで流す。こういったことができますので、スマホをさわるのが難しい世代だったらテレビを活用するとか、そういうこともできますので、いろんなことにチャレンジをされてください。

(委員)

35番について、私から少し思うのが、どなたでも来られるようにと言った時に、なかなか活性化しないということもあり、逆に今ここでやはり色々議論しているのが、男性だけの集まりになっちゃうと女性が行きづらい。女性ばかりだと男性は行きづらいとこうあるので、今おっしゃった誰でも来ていいではなくて、誰でも来られるような、そういう呼び水のようなしかけのある形で最初から組み立てていただけたらなというふうに思いました。

(委員)

これは事務局側にもお願いしたいことなのですが、事業名が35番「生活支援サービスの充実」と書いているのですが、幅広く取ってしまう。でも実際は高齢者だから、「高齢者の生活支援サービスの充実」というように書いた方がもっと分かりやすいなという感じです。それから48番も「いきいき百歳体操の活性化」というようにした方が、事業名と事業内容がうまく合致するという気がします。おそらく国の予算や事業の名前を使っているところもあると思うのですが、みんなに分かりやすいという意味でそうした方がいいという感じがしております。

それから、百歳体操で女性が9割、男性が1割という話を聞きました。女性と言ったら怒られてしまいますが、女性は歳をとってもどんどん活発化していきます。話も好きなので、女性が集まれば、そこで話題が盛り上がってくる。男性は仕事をしているうちは偉そうに居るのですが、退職してしまうと非常に小心者なので社会の中に出ていけないという感覚があって、私自身もそうなのですが、妻の社交的な動きというのはただただ感心して、話が長いなと思ってしまうのですが、いざ自分に置き換えるとなかなか出て行きにくいというところもあるので、そういうところの男性をうまくくすぐって表に出していくことをしないとなかなか男性が参加するというハードルが高いのではないかなという気がしています。私も実際にそろそろ参加してもいいような年齢になってきているのですが、女性がたくさんいる中にぼっと入るとするのは、わいわい、がやがやになかなかついていけないところもあって、ちょっと戸惑ってしまうところもあります。その辺りを意識して男性をどうやって呼び込むかというのを考えないと、なかなか男性は増えていかないのではないかなというように気がして聞いておりました。質問ではありません、以上です。

(委員長)

ご説明いただきまして、また最後に色々と言わせていただきまして恐縮でしたが、今後も男女共同参画の実現に向けて、ご活動よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(基幹型地域包括支援センター)

ありがとうございました。

(委員長)

次に教育運営に関する事ということで、人権・こども支援課、学校教育課をヒアリングさせていただ

くことになっています。最初に2課まとめてご説明いただいて、その後まとめて質疑応答とします。よろしくお願いたします。

(人権・こども支援課)

私は令和2年には学校現場で勤務をしておりまして、令和3年から教育委員会に異動になりまして、本課の事業に関わってきておりましたので、今日の機会をいい機会だと思ひまして、来させてもらいました。今回、教科書を多用したパワーポイントを両課で作りました。ですから、資料として配ろうかなと思ひたのですが、教科書は著作権がかかっておりまして、配布ができませんので、ゆっくり見ていただきながら説明をしたいと思ひます。なお教科書原本を持ってきておりますので、もし見たい方は後でお願いしたいと思ひます。それでは始めさせていただきます。

まず確認ですが、高知市男女共同参画推進プラン2021は令和3年度から令和7年度の5年間の計画になっております。人権・こども支援課、学校教育課の対象事業は、基本目標1「一人ひとりの人権が尊重される社会をつくりましょう」という中の(ア)多様な性の尊重と固定的な役割分担意識の解消ということになっているわけですが、その中でも②児童生徒の発達段階に応じた男女平等、男女共同参画についての教育 ③家庭や職場、地域に向けた学習会、研修会等の実施ということに非常に関連が大きく、そこに位置付けられているということです。

次に高知市立学校では、高知市において策定された、今日配布されていると思ひますけども、高知市人権施策推進基本計画で示された人権課題ごとの取組方針にのっとり、人権教育の実践がなされております。2000年(平成10年)に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が国で定められました。これは、国及び地方公共団体で人権に関する基本計画を作って推進しなさい、そういう法律です。よってその後、高知県、そして高知市と関連しながら、計画が策定されております。この現在の基本計画は、3回の改定を経て、令和3年3月に公表された基本計画です。これは、事業者も含めた市民全体に課せられた基本計画ですので、学校教育ではこれをするというのが明確にされております。この下は人権課題ごとの取組方針ということで、最初、人権課題は8つ程でした。私が若年の頃にはここにたくさんの人権課題が入っておりまして、時代の状況に従ひまして、その他の人権課題から上がってきているというふうになります。最新の計画では、前回の改定から性的指向・性自認、職場の人権、犯罪被害者等、それから、災害の人権というのが新たにその他から格上げされて、現在高知市ではこの12の個別の課題と、その他という全部で13の人権課題であるというふうにご理解していただければありがたいです。

ですから、これらの人権課題は、先ほど申し上げました通り、国、県、市と相互に関係しながら、繋がっています。例えば、これを、さかのぼっていきまして、国の所管課は法務省なのですが、法務省の方ではこういう人権課題が出されています。女性、子ども・高齢者、障害のある人、部落差別、アイヌ、外国人、感染症、感染病患者など法務省がまず国で作ります。

そして次に高知県では、このように高知県の人権の方針が出されています。また、この高知県の基本計画とは、高知県教育委員会の方から教育について何をするというので、県の教育委員会から市町村教育委員会に向けて、人権教育の方向性が示されているということです。ですから、国・県・市というふうには、女性という人権課題に取り組みますということです。改めて高知市に戻りますと、これらの人権課題については、国や県と共通の人権課題がたくさんあります。高知市立学校においては、これら13の人権課題のうち、発達段階や学習指導要領との関連を考慮して、職場の人権というのは除外しています。それから、犯罪被害者等というのも子どもの発達段階を考慮し、除けています。その2つを除けた11の人権課題と小中学校の教科書で出てきますアイヌの人々を入れた合計12の人権課題で進めているというわけです。

本日は、この中の女性、それから性的指向・性自認に関して、人権・こども支援課、学校教育課の行う事



業説明をさせていただくという前提でお話させていただきます。

まず事業番号5ですが、先ほどお示した高知市人権施策推進基本計画での13の人権課題のうちの性的指向・性自認についての取組です。シートのPDCAをもう少しみ砕いてご説明していきます。中段をご覧ください。本年の6月23日に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法という法律が成立しました。さかのぼっていきますと上段、学校においては、平成27年の文科省通知において、学校現場で児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について通知がされております。その中で、特に相談体制、教職員保護者も含めた教育啓発、それから制服などの環境整備に努めなさいということはすでに平成27年に出ているということです。従いまして、今年6月13日の文科省通知におきましては、書いてあります通り、今回の法の成立がなされた後は、これらまでの通知を改めて確認し、引き続き適切な対応をするというふうになっております。ですから、レインボースクールというのは、今回のLGBT理解増進法と言われる以前に、この文科省通知から作っていったという流れになります。教科書をご覧いただきたいなと思っておりますけれども、学習指導要領上の関連では、小学校の5・6年生の保健体育科の教科書に、思春期の心と体の成長ということについて学習をします。後に学校教育課において説明のある性教育とも関連するところですが、思春期になると、心も体も成長し、その中で誰もが悩み、友達や家族に相談することがある。それは当たり前のことだという流れで授業が進んでいきます。その中で性についての記述があります。生まれたときの性と心の性が一致しない、いわゆるトランスジェンダーで悩む、そしてそれを相談すること、相談する相手の気持ちに寄り添うことが大切だということが書かれています。先ほどの文科省通知の相談体制を作るというのがこれに合致するわけですが、教科書ではこのように記載されています。

そして中学校では、保健体育の中で、より詳しく性的マイノリティの方々がこういう活動をしていますと、そして相談できる場所がありますということで、教科書の中にこういう形で、性的指向・性自認についての記述があるということです。

レインボースクールは、このような学校における性的指向・性自認に対しての教育啓発を進めることを目的に、令和2年度より事業を行い、今年で4年目となります。当事者である講師を県外から招聘して、市内の学校に派遣して授業や講演会を行うというものです。児童生徒はもちろん、教職員・保護者あるいは地域住民も一緒に性の多様性について学ぶことができます。交流を終えた児童の感想からは、「みんなと違うことは悪いことではなく、自分らしさを大切にすればいいということを学んだ」「私も周りや友達の価値観や考えを認められるようになりたい」と、個性の尊重であるとか、他者理解に繋がる素直な感想が述べられております。

トランスジェンダーの方と直接出会い、その人の思いを聞き、交流することは、児童生徒にとって机上の学習以上の学びがあると、年々申請数が増えてきております。講師を6月と10月に招聘しておりますが、木・金の2コマ。木曜日でしたら午前1校、午後1校。金曜日の午前1校、午後1校。1回6月に来たら4校回れます。それを6月と10月にして、年間8校という計算になるのですが、参観日などで保護者の方に来ていただく機会をふやしたいということで、令和5年度は申請とリピートの学校も増えてきておまして、34校からの申請がありました。今年度はこのことも想定した予算要求をしまして、せっかく来るのだから、木・金それから土曜日の午前・午後と参観日で、ぜひ保護者の方に聞いてほしいということで、年間12コマで実施しております。人権・こども支援課では、来年度は学校も6月と10月は一番行事が少なく学校としてやりやすい時期ですから、年間6月2回、10月1回とし、その形で、年間18校でできるように、今後予算の確保をめざして取り組んでいくとして動いているところです。これがレインボースクールの今の状況となります。

次に、事業番号6番、高知市の人権課題では女性ということに関連する取組です。

こちらの人権教育実践概要は、高知市の11プラスイヌの方を含めた人権課題が小中学校9年間の中で、どんな教材を使って何年生で授業がされたかについて、高知市立学校、小中特別支援学校59校分を中学校区ごとにまとめた資料です。資料は毎年作っておりまして、各学校の人権教育主任を通じて情報収集し、教育委員会で12月頃に1冊にまとめ、そして年度末の人権教育主任会でこれをもって交流し合い、互いの実践を共有して、他校の実践に学び、翌年につなぐというふうを活用している資料です。

学校の教育課程は学校で決まりますので、例えば海に近い学校であったら防災に力が入っていたり、同和問題や、性教育・性被害など学校の安全に力を入れたり、学校によってまちまちですので、11の人権課題が何年生でどういうふうにつながっているかということ、中学校までの9年間でやっていきたいと思います。ということがまとまっております。その中で女性の視点にどうアプローチするかということで、予算はゼロ円なのですけれど、私たちが学校の校内研修や人権教育審議会に行きまして啓発している中身となります。今日は学校における人権教育についてご説明したいと思いますが、人権教育という教科はありません。文部科学省が、人権教育をどういうふうにするかということが、2000年の人権教育啓発推進法などでありますけれども、それによりますと、学校で、日々トラブルが起こります。そのときには、担任の先生や管理職が入って、じっくり話を聞いて、どうしたら解決に繋がるのかということ子どもと対話しながら考えて指導します。これはもうまさに人権教育の一つです。そうなることで、学級経営、生徒指導や給食、休み時間など、すべて学校にいる間は学校の先生方は人権教育を担っているということです。それから、国語、算数、理科、社会、家庭科、体育、各教科、それから小学校3年生から外国語活動があります。それから、学級会などの特別活動、中学校では生徒会活動。それから、総合的な学習、教科の発展学習。それから実態に応じて、意図的にやることもあります。つまり、学校生活すべては人権教育の場であると、教師側は常に意識しておくことと文科省から通知が来ているということです。

本日はこの中の教科書に基づいて説明をさせていただきます。どういう授業の中に女性の視点が入っているのかということの一例を説明、ご紹介させていただきたいと思います。

例えば、家庭科ですが、5・6年で一冊の教科書です。いくつかテーマがあって協力・助け合いの中に、家族の生活再発見というものがあります。ほうれん草を茹でたり、ゆで卵を作ったりして一緒に食べるクッキング、波縫いなどソーイングなどの授業をします。教科書の一口メモには「家庭には仕事があって、家族の仕事は誰かのお手伝いではなく、自分が仕事として責任を持つてするのですよ。これは家庭の中で誰がどんなことをしているのかを発見してごらん」と書いてあります。子どもたちは5年生で家庭科が新しく始まりますから、非常に意欲がある中で、自分の家に帰って誰がどんなことをしているのかを探し、そういう中身の学習です。そして、料理、裁縫、整理整頓を学び、夏休みに向けてチャレンジしてごらんという教材が出てきます。この中で、できるようになったことを生かして、家族の一員として協力して仕事をするを学びます。一口メモでは、「家庭の仕事は誰かに集中すると、その人の家庭の仕事以外に使える時間が少なくなってしまう。」とあり、固定的役割分担でお母さんが料理をしてではなく、家族の仕事をチャレンジしてみようというそういう中身です。これが家庭科での女性という課題への取組です。

次は道徳ですが、物語を簡単に話しますと、班での掃除で新しいバケツと古いバケツが出てきます。新しいバケツは男子、女子は古いバケツを使ったらいいという発言から喧嘩になっています。その中で、女子たちの掃除を一生懸命する姿を見て、男子たちが反省をするのでしょう。二つのバケツで水を組んできて、雑巾を綺麗にするなど、男子の協力があって、班全員が気持ちのいい変容が感じられる、そういうあらすじになっています。男女仲良くだけの視点ではなくて、互いに協力し合うことによって、学校生活がより色鮮やかになっていくこともありますし、そういうことを道徳として勉強するのがこの内容です。道徳はいろんな種類の話がありますので、ここに女性の視点を入れることができる先生の視点がある

かどうかです。

次に小学校6年生の社会科の教科書です。社会科は、4月5月に日本国憲法や福祉の公民分野を勉強します。6月から歴史が始まります。これは日本国憲法の三原則にある基本的人権の尊重に関連したページです。中にハンセン病などの感染症やアイヌの人々の人権問題、障害者問題も入っており、その中で男女差別のことも言及されています。こちらは歴史学習の最初のオリエンテーションのページなのですが、明治時代の男性優位の参政権や国会の傍聴者が男性ばかり、投票所の様子を見ても男性が多いよというのが投げかけられ、縄文時代から歴史を追いながら、現在に近づいてきます。こちらは、10月頃に学習する内容ですが、明治時代まで進んだあと自由民権運動、本来のねらいは明治維新によって社会が変わってきたがどんな社会を望んでいるのだろうという中身なのですが、そこに女性の参政権が取り上げられます。自由民権運動は高知県での価値ある運動ですし、高知県の女性が活躍あったという点では、子どもたちは身近に感じます。高知市では、教育出版という会社の教科書を使っていますが、東日本では東京書籍で秩父事件が出てきます、西日本では教育出版で自由民権運動が出てきます。さらに高知県にとっては非常に身近な存在の楠瀬喜多ですが、第四小学校の正門付近に楠瀬喜多の碑がありますが、そんなふうに身近に感じながら学習しています。次は、大正デモクラシー、全国水平社、部落問題、普通選挙運動などを学び、ここでは平塚らいてうによる女性の地位の向上の取組の視点が触れられています。このように、歴史のスタートへの投げかけを振り返ることで、子どもたちは歴史を振り返って、別の視点もあるのですが、女性参政権というもので言うと、公民分野で学習した国民の権利は長い歴史を経てできたということを感じ取る、そういう形での学習です。中学校の教科書では、社会全体の意識や女子差別撤廃条約、男女雇用機会均等法、男女共同参画基本法など、より深い学習内容が記載されています。このように人権教育は、各教科や道徳、総合的学習の中で、本来の教科のねらいに加えて、指導者が人権課題を意識して授業を行うことが大変重要であります。今回は女性の人権課題についての視点で教科書を紹介しましたがけれども、『人権教育実践概要』は毎年刷新して、様々な学校の取組を公表し、より良い学校の例を参考にして取り組んでほしいということで作っている、そういう取組の事業です。

続いて、学校教育課です。事業は、7番の健康教育（性に関する指導）の推進です。

この性に関する指導についてですけれども、プランにございますように、そもそも性に関する指導は、どこの学校で行われていますか、対象になるのはどこになりますかというお答えにもなるのですが、日本の学校はどこの都道府県どこにいても同じ教育受けられるようにということで文部科学省が定めている学習指導要領の中に定めがあります。

性を含めた健康に関する指導につきましては、現代的な諸課題に関する心身の健康の保持増進に関する教育というふうに、この中に示されておりまして、その中にある意味、性に関する指導というものが含まれております。ですので、小中義務教育、特別支援学校、高等学校のすべての学校では、これをもとに指導している以上、性に関する指導は行っているということでお答えをさせていただいております。

性に関する指導と言われると、体育科の保健領域という中学校高等学校の保健体育というところで指導はされていると思われがちなのですが、それ以外の教科でも、例えば小学校の低学年の1・2年生で言いますと生活科、中学年では理科、他にも道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった様々な教育課程の中で横断しながら、この性に関する指導を行うことということも示されております。

では、具体的なその中身につきまして、委員さんの中にも実際の教材を見てみたいようなご意見があったかと思しますので、教科書を少し取り上げてご説明させていただきます。

まず、こちらは小学校の3・4年生の保健の教科書の中身でございます。特に4年生で扱うことが多いのですが、体の発育・発達についてです。内容としましては、思春期の体の変化について、性ホルモンの働きによって起こることを正しく理解して、それぞれの変化には理由があることを知ることで、子ど

もたちが場合によっては自分の体の変化を病気と思ったりするという誤った誤解や不安を取り除き、人間の体の不思議さや尊さを学習する中身となっております。あわせまして、思春期の体の変化につきましても、男女とも体つきが変わったり、初経や精通などが起こったりすること、発達や発育には個人差があるということ子どもたちは理解していきます。そして、子どもたちは、この大切な体をより良く発育、発達させるためには、適度な運動、バランスのとれた食事、適切な休養や睡眠が必要であることを理解して、自分の生活を見直す学習を行っております。

次に、5年生理科の中身になりますけれども、「人の誕生について知ろう」の学習を通して、人の誕生や成長について理解を図り、生命を尊重する態度を育てています。

またこれ以外でも、高知県の助産師会から助産師が行う命の出前講座を希望する小学校は、命の成り立ちや赤ちゃんの誕生、赤ちゃん人形を用いた体験などを通して、命の大切さを学習しております。実際にその人形も今日持ってきています。実際に人形を子どもたちが抱いて、例えば大きさや重さなどを体験しながら、命というものについて少しずつ学習を深めているところがございます。またそれ以外にも、高知県教育委員会の性に関する外部講師派遣事業というものを活用しまして、専門的知識を有する外部講師から、性に関する科学的知識や、自他の心身の健康を守るためにできることについての学習を通して、命や自他を尊重する、行動選択、意思決定ができる態度を育てる取組を行っております。

質問の二つ目にございましたように事業の対象学校というと、すべての学校、ある意味この学習指導要領をもとに実施している学校というところまでいけるのですが、その他に、高知市立以外の学校へのという話が出ていたかと思えます。性に関する指導につきましては、私立学校といえども、基本この学習指導要領をもとに実施しているので、性に関する指導を行っていないとは考えられないかと思えます。また、高知市につきましては、市立学校は小学校39校、中学校17校、義務教育学校2校、特別支援学校2校、高等学校1校の計60校は高知市教育委員会が管轄しているのですが、他の高知県の学校はそれぞれの市町村の教育委員会が管轄して、同様に指導助言を行っております。さらに県の教育委員会がございますので、先ほどお伝えしたように県が実施している事業、先ほどの外部講師派遣事業についても、他の市町村も同様に活用できる状態になっておりますので、こちらは市町村に応じて活用云々があるのではないかなと思えます。ただ、こちらから強制ということはいけません。様々なイベントのご案内、こういった研究授業がありますよというご案内は、市町村を越えてご案内を差し上げているところはございます。これまでお伝えしました学習につきましては、児童生徒が性について正しく理解し適切に行動をとれるようにすることを目的としております。

また指導に当たりましては、児童の発達段階を踏まえることや、保護者の理解を得ること、男女がともに学習することなどについて、学校全体で事前確認を行った上で、あわせまして、個々の児童生徒の状況に応じた個別指導につきましても、養護教諭等と情報共有を図り、取組を進めております。

このように、性に関する指導につきましても、学校教育全体を通じて、そして関係機関と連携を図りながら実施をしているのが現状でございます。

まとめに入りますけれども、教育課程の編成は各学校で行われておりまして、例えば2分の1成人式をやるというのも、保護者がどういう気持ちであなたを産んだか、あなたがどういう存在なのかということをお伝えしていますので、学校教育は人権も性も近いところがあるのですが、各教科、道徳、総合的学習など、すべての学習の中で関連しながら、それから教科と教科をつなぎ合わせて、より効果的にやっています。以上で事業についての説明を終わります。

(委員長)

ありがとうございます。今日お聞きして私も思ったのが、今回ご説明いただいた、No. 5, 6, 7の事業

で、No. 6 と 7 は全国統一でやるべきことが決まっているので、高知市独自の事業としてここで位置付けて、どういうふうに行っているかと議論するのが、そもそもどうなのかなと思いました。ただその上で、すべての教師がこうできているか、というところなどがおそらく委員としては気になるのではないかなという感じがいたしました。

No. 5 は本当に非常に面白く、良い取組がなされているという感じで伺いました。この件も質疑を先に取りらせていただいて、まとめてご回答をお願いしたいと思います。

#### (委員)

こういう説明は初めてでしたので有難かったのですが、例えば、ちょっと意地悪なことになるかもしれませんが。私も、成人してからほとんど教師として生きてきまして、社会科系統なのですが高校と高専と大学ということで常勤・非常勤で勉強していますから説明は分かりました。けれども、学習指導要領や教科書には書かれているかと思いますが、基本的に、中学は高校入試、高校は大学入試と就職ということが前提です。しかも教科書は入試もこなせるようにということで、毎年非常に丁寧に詳しくなっています。一方で教育のための授業時間や学習時間は足りない。教師の現状もあるし、その教科書自体、研究が発展しているので、どんどん詳しくなり、広がっています。丁寧に教えることができる量ではなく、見ておきなさいみたいに終わるところもある。特に世界史系ですと、本当は教えたくても授業時数は教科書の半分もできない位です。教科書と現実の乖離がある。また受験生の場合は、特定の科目をすごく詳しくやり、授業時間でできないことは前提としながら、塾や自習時間で大量に補っています。英語ですら受験のために1,500時間必要だとか言われています。教科書に書いてある、学習指導要領にあるといっても性関係は、一般的に受験には出ない。出るとしたらこういうことみたいなこと以外は、実際に教えたいと教師が思っていたりしても現実にはなかなかできないところがあります。一方、学生には私も課外で性教育的なことをやったりしたことがあります。PRINKに来た学生さんなど、熱心な方に聞くと、本当に初歩的な性的なことや出産、性被害の加害を話しても、学校教育ではほとんど学んだことがなかったという人がほとんどで、特に男子からはそういう話を聞きます。実際に学んだのはAVで、AVの中身は現実と全然違っていて、刺激を与えるために、喜んでないのに喜んでふりをする。どちらかといえば性加害なのにそれがすばらしいことのように描かれているというような話があって、学校教育で、本当に生きるために、若者に必要な性教育がなされていない方が普通なのかなと。私が会った学生さんがみんな学校教育をほとんど無視して、ずっと寝ていたのであれば別ですが、その子たちの所属を聞くと、かなりいい大学に入っているのです、真面目に学校教育を受けていた学生さんだと思います。一番新しい学生さんは知りませんが、現実既に20歳くらいの学生さんからはかなりそういう話を聞いています。

つまり、学習指導要領や教科書に書いてあるからできているでしょうということ、現実とはかなり乖離しているのではないかなということです。重視すべきことを学習でどう改善できるかということ、授業時間以外で特別活動や総合学習など、例えば性教育や人権教育は問題が多いから特別にやるということで、その枠外に作られた時間にここでは性教育をやりましょうと言ってほしい。でもそう思う人ばかりではないのでこういうところでも啓発して行って、重要性を感じて欲しいです。

受験という現状を考えると、放っておいてそれが充実すると思えないところがあります。だから、これが不必要ではなくて、現実はこのことをやってもあまり進んでないのではないかなというところがあります。もう一つは性教育に関して言えば、性について書いてあるようですけども諸外国と比べると日本の性教育では、どうしたら子どもができるのかというところやセックス、出産というところが欠落していると言われています。そこが一番性被害、加害では大事なところなのに。そういうことを知っている人が読めば教科書は多少参考にはなるけれども、なぜそうなるか、それに関する加害がどうしたら起きやす

いかということが、普通の子どもに分かるようには書かれてないので、性加害を受けるまで何のことか分からない。性加害を受けても、自分は何を受けたのか分からない、だからなかなか予防も難しいというような現実もある。今の学習指導要領や教科書でいいのかということにも性教育をやっている方たちは批判的な人はとても多いし、啓発や論文を書いたりはされていますけど、過剰な性教育であるということの批判が2000年前後にありまして、むしろ弱くなっているというふうにも一般的な論調としては言われています。今日来ていただきたいというのは、そういう背景がありました。先生方も実際にはご存知だと思うのですが、今日はやはり建前の話や、本当に基本的なことということで話されたと思っていて、それはとても有難かったのですが、現実との関係で、その辺りの乖離というか、その辺りの現実をどう補うかというところで、この事業があるのかなと私としては思っています。

もちろん教科書だけで学ぶわけではないですので個人差はあると思います。ですから、そういう現実も現場ではご存知だとは思っているので、どうフォローするかを聞きたいのが一つです。私立は県でもやっているとおっしゃいますけど、そのように軽視された現状があるから、やはり高知市立だけじゃなくて、高知市にある学校には影響を及ぼしてほしい。男女共同参画条例というのは高知市民に対する条例なので、市立学校に通っている子どもたちだけではなくて、それ以外の学校に通っている子どもたちにもしっかりと教育をして欲しいなという思いで、色々意見を申しました。

学校教育課さんにはちょっと酷な質問になるかもしれませんが、教育はどこが運営主体であるかどうかにかかわらず、そこに通っている子どもたちに及ぼして欲しい、それが少し軽視されているのではないかということで、意見を出させていただいたということです。

(委員長)

ありがとうございます。他にご質問等ございませんか。

(委員)

性教育について、私も、何かこうふんわりしているのではないかという印象を受けています。実際に現実社会の中で、望まない妊娠をして不幸になっていく女性というのが結構いるように思うのです。なので、女性の人権を考える中で、望まない妊娠を避けるということに力を入れていただきたいと思うのです。もしかしたら極端な話かもしれないですけど、中学生、高校生の男子全員にコンドームを配る、いつも持っていないさいという感じの具体的な教育をしていただいたら、そういう不幸な女性が減るのではないかなと思ったりします。以上です。

(委員長)

他はいかがですか。

(委員)

先ほどのお話の中で、思春期が来ると友人や家族に、自分がゲイであるとかレズビアンであるとかそういう性と見た目の不一致になった時に相談があるというふうにおっしゃいましたけど、これがなかなか相談できにくいという現状もあるということは存じ上げています。

私は、日々、学校の悩み相談を受けています。どういうことかという、担任に相談ができないと。個人的に相談をしてしまうとそれが全部クラスの中に一瞬で知れ渡ってしまうと。私は困ったので、地域と一緒にPTAの役員をやっていた方と話をすると、担任の先生の質による。技量のある先生は、そこで受けとめてくれるけれど、そうではない先生の場合、結局相談したことが全部クラスに漏れてしまって、一人だけ

孤立をしてしまうという現状があると。ですので、教育委員会に言ったらいいのではないとか、直接言った方がいいのではないかというアドバイスをもらったのがつい先週ぐらいの話です。そういう、学校の先生の技量の有無、レベルの格差がある中で、私はゲイです、レズビアンです、という相談ができるかどうかという、現実的に非常に難しいのではないかなと思います。それ以外のことも、生徒の思春期の悩みも含めて、非常に難しいのではないかなと思いますので、これはどうしたらいいのかと考えると、やはり教員の資質、レベルの全体的なアップや研修、その辺りで何か具体的な例を出して、解決に向かっていく、そういう方法を取らないといけないのではないかなと特に日々感じておりますので、意見させていただきました。以上です。

#### (委員)

レインボースクールは大変良い取組だと思います。ぜひ、子どもたちに、できれば小学生、中学生のうちに1回ずつぐらい、当事者の方のお話を届けてほしいと思います。発達過程によって、色々なお話を聞くこと、やわらかい頭の中に届けることで理解は進むと思います。さっきの性教育のご説明にもありましたけれど、私も1年生の担任をした時、看護師さんに出前授業をしていただいて、子どもにどういうふうにあなた達が生まれてきたか、自分を守るためにデリケートゾーンをむやみに人に見せたり触らせたりしてはいけないというようなことを1年生が分かるように教えてくれました。そういうことを思い出しながら、今のお話を聞いたのですが、小さい1年生であっても、それなりの段階に徐々にそういう性教育を入れていく、小さいときからやっているというのが、今の高知市の学校です。この先生はやってこの先生はやらないというわけではなくて、学年でこういうふうはこの時期に取り組むというのを学校で決めているのです。だから先生が変わっても、その教育はされていくというのは、学校の中で決められていますので、それはある程度なされていると思います。私が現役の時は、レインボースクールのような授業はなかったので、素晴らしいことだと思います。

それで、この実績を見せていただいたら、やはり実施回数が少ないです。先ほどもおっしゃったように、市内の学校は全校で60校あるわけです。例えば中学校だったら3年間しか子どもがいないわけですから、3年間の間に全員の子どもが1回は話が聞いているのかといったらちょっと難しい状況ではないだろうかと思います。小学校で1回は聞けるような計画などその辺りどういうふうを考えているのかお聞かせください。以上です。

#### (委員長)

質問を少し私の方でまとめさせていただきますと、まず教員の質の向上策、学力のこともありますが、生徒の悩みを受けとめるとか、性教育あるいは男女共同参画に関する理解、こういったことの質の向上としてこういったことに取り組まれているかというのが1点です。それから、学校の方でやるべきことは非常に課題がたくさんあり大変なのですが、こういった分野の教育に一定時間をどの学校も割いていくことを働きかける具体的な方策です。やってない人もいるかもしれない懸念に対しては、どれぐらいの内容をすれば担保していけるかと。あと県立や私立の学校への働きかけということで、このことや性教育に関することについて、文科省からの通知を含めてその枠内でやられていることなので、どの位裁量があるのかというのは分からないのですが、性教育も踏み込んでやればどんどんやれるし、学習指導要領の範囲内を超えると問題があるところもあると思うので、その辺りはできる、できないも含めてお話いただきたいと思います。私立の働きかけも同じこととさせていただきます。権限がどこにあるのかということです。それから、レインボースクールは非常に意義のある事業で、実際やったところからリピーターがあるのだからいいのですが、どのように市の予算を獲得できるかということです。今のお話を実現するとしたら、

市から10倍の予算を獲得しないとイケないかもしれませんが、果たして現実的にできるのか。どういうところで働きかけていかれるのかについて、ご回答お願いできますでしょうか。

(人権・こども支援課)

私は1990年採用でその頃は第四小にいたのですが、当時は人権の課題が統一されていなかったのですが、先生によってまちまち、学校によってまちまち、非常に温度差がありました。2000年の推進法によって、人権教育とはと定められ、万遍なくやってみようというスタートしたのはこれ以降です。それまでは、ある面、担任もしくは学校に任せられていて波があったというのが現実だと思います。現在、法が成立して23年目ですけど、先生方によってはブラッシュアップしていかないと、ということで進めています、今でもひょっとしたらそういう差はあるとは思いますが。どの学年で何を教えるかということは、これが配布されておりますので、これを見た先生は参考にされます。参考にできたら聞くことができる。必ずしもこの通りしなさいという強制力はないのですが、先生方自身も、プログラミング教育であったり、タブレットであったり、いろんなことがおりにきています。その中で先生方が能動的に、キャッチして発信していくためにやっているというふうに理解していただきたいなと思っています。

それから、研修は大事です。今、いじめをどう対応するかという校内研が非常に多いのですが、夏季休業中はひっきりなしに校内研に出て行っています。先生は県外出身の採用者も増えていますので、そういう面という人権・こども支援課などが行なう人権課題の啓発のための研修は大事だなと思っています。それからレインボースクールのことについていいますと、私も学校現場にいるときに子どもたちが最初に言うことは「スカートを履きたくない」ということです。人権・こども支援課に来て毎年何件かあります。だから、子どもたちが自分の言葉でアウティング、ばらしてはいけません。子どもが言ったときに担任の先生なり、養護教諭が受け止めて対応することが必要だと思います。令和3年の4月にはなかったのですが、令和3年9月議会で、ジェンダーレス制服を求める請願が出されまして全会一致で可決されました。令和3年10月に校長会の方に副申をして、こういうふうになっているので各学校で熟知してもらいたい。令和5年の今時点では、新しい制服ができていて、旧制服と同時並行してできている。どの学校でも女子生徒がスラックスを選択できると、2年間でがらっと変わりました。それはやはりその子どもたちの思いを受けとめた結果です。ただズボンを履いているとマイノリティというのであればアウティングになってきます。テレビドラマでは、女性の方がズボンをはいてかっこいい姿がたくさん出てきますし、スカートは寒い、掃除中にしゃがんで膝が痛いなど、子どもたちの意見を出すことによって、学校としては制服を変えるというふうに制服の機能によるもの、スカートだけでは寒いのでそういうところを大事にして変わってきています。制服のスカートを履いてないからマイノリティというところには配慮をしながら学校現場は変わってきています。そのためにレインボースクールは大事な事業です。講師の大久保さんは高知市の出身ですが、現在京都にいらっしやいまして、帰省などで高知へ時々帰っています。今年は1学期に6校行いましたが、それとは別に7校に行っています。だから、高知市の事業としては増やしていますが、それ以外は関係性が出来ていますので、応募に漏れた学校や要請があった場合は、そんな形で調整をつけています。それから高知市には宮田真さんというレインボー高知の方がいらっしやいますのでその方にもアプローチしています。学校の中で生徒や保護者を前に話すにはそれなりに覚悟が必要であると思うし、そういう方がいるかないかというところも少ないです。モデルケースとして話すとしたら、高知県内では宮田さんが、県外では大久保さんが、お二人との関係性を元にできるだけたくさんの学校にとというのが現状です。子どもたちは成長していきますので、昨年小6だった子が中1になっています。たくさん行ければいいのですが、相手も人間ですので、なかなか映像やビデオでは伝わらないので、よりその機会を増やしていきたいと思っています。年2回(の招聘)で2日(の講演)を3日に増やすというのなら、旅費は変わらず、日当



だけが増額となるので、若干の予算アップで済みましたが、年3回来てもらおうとなると、旅費が増えます。市議会の方でも応援していただいていますし、学校、子どもからの生の声があることは非常に強いですから、そこは伝えていって、来年はぜひ3回となるよう予算要求を求めたいと考えています。

あと、私立学校の方には所管がありまして、高知市立学校へはアプローチできますが、私立は企業のようなものですから、こちらの範疇で要請というのはできません。ただし、先ほど、人権同和・男女共同参画課でやっていますように人権・こども支援課も高知市立学校に加え私立、国立小・中学校も募集対象とし、募集要項をお送りしており、高知市立学校の皆さんから標語やポスターを集めています。小中学校の作品だったら非常に興味も高いので、募集できるのは、高知市立学校の生徒さんなのですが、これをカレンダーにして、1500部刷って各機関や私立の学校にも配ってぜひ使ってくださいと啓発に努めています。

#### (学校教育課)

先ほど、時間の制約など色々なことがあるという話もさせていただき、ご意見をいただいたところかと思えます。実際に保健科の体育領域にどのぐらい性に関する指導に関わってやる時間がとれるか。当然、性に関する指導以外の領域も含まれています。実は小学校の体育、3年生は保健の中に4時間、4年生も4時間、5年生が8時間、6年生が8時間、小学校は計24時間しかないです。ものすごく限られているのはご承知のことかと思えます。そうすると、学習指導要領の中身でしか教えることができません。むしろこれを逸脱する行為は、公務員というところであり、時折新聞紙上にはあったかと思えますが、とある学校の先生が、性の危険性をわからせるためにも、アダルトビデオを視聴、実際の性行為に近いものを、人形を用いて子どもたちの前でさせたということで、それはということで処分を受けている例があります。これは、委員の皆さんおっしゃったように、子どもたちにとって危険な状態が実際にあるわけです。分かってもらおうと思ってやったけれども、場合によっては子どもたちに与えた影響が、逆の意味で、それを見ることでしんどさを与えてしまったということで、処罰を受けたことがあろうかと思えます。ただ、私たちも委員さんがおっしゃったように、現状を無視しているわけではなくて、ただ、限られた時間では学習指導要領にのっとってしっかりと教えるべき、理解させるということはさせています。それ以外のことについては、県教育委員会の方から、性に関する指導の手引きというものが出されております。これは県内の先生であれば誰でも手にとることができます。例えば、この中身で言いますと、先ほど私が全般を通じてということで他教科をいっぱい並べたと思えます。紹介は体育と理科しかしていませんが、生活科の中では、委員さんがおっしゃったように、男の子と女の子と違いからプライベートゾーンについての話をするであったり、小学校6年生の中には犯罪から身を守ろうということで安全なインターネット利用について、どうしても出会い系やそういったものから性犯罪に繋がるということもあるかと思えますので、それを保健体育の授業ではなくて、特別活動の中にそういった中身がございますので、そこで例えば指導や学習を深めていったり、中学生になると実際の男女の恋愛に関わる中身も入っています。ここで例を挙げると中3でパートナーとのより良い関係ということで、男女についても対等な関係であり、云々かんぬんで、デートDVではないですけど、男性が優位ではないのだよということの学習であったり、さらに高等学校では、さらに被害にあわないためにどうしたらいいかといったところも、特別活動の中で扱ったりというところで実は踏み込んで中身があります。ただこれもすべて一概に全部やりなさいという意味ではなくて、子ども、地域の実態に応じてこういったものを活用して指導してくださいということになっております。これがあるおかげで、若い先生方も、何を頼りにというところがあるかと思うのですが、実は指導案形式で授業の展開例も全部示されているので、これをもとに教材研究をして自分のクラスではどういうふうに見えるだろうというところで、授業を展開していることがありますし、学年間で同じ教材研究での材料として使っているパターンもございますので、こういったものを用いて性に関する指導についても、今の

ところは取り組みを進めています。

またそれ以外で、市教委の方からも、体育主任という専門の教員を集めた上での指導に関しても研修を行っているところです。

#### (人権・こども支援課)

委員さんの方から相談を担当の先生にできないということがありました。相談の中身は色々なことがあると思います。友達やいじめの問題、担任の先生と、その子の関係で色々なことが考えられますけど、相談しやすい人に相談する。担任の先生だけが指導をしているのではなくて、学校全体で子どもたちを育てているわけで、例えば、相談しやすい人が前の担任であったとか、保健の先生と話がしやすいとか、教頭先生であるとか、相談しやすい人に相談すると、これは生徒指導の手引きにも載せていますし、子どもたちも相談できる人に相談するので、担任の先生に相談できないという話を聞いても学校に伝えてちゃんと話を聞いてあげてほしいと。それはどういうことがしんどいのかという事実の確認など、解決に向けて、学校として取り組まないといけないので、そこは担任の先生自身も変わらないといけない部分があるかもしれませんが、やはり相談しやすい先生に相談して、子どもを守っていかなくてはいけないかなと思いました。

もう一つ、本当に授業時数が限られておりますので、言われましたように、今学校はキツキツです。昔でしたら人権集中プランを作って、自由な時間があったとやっていたのが、今はガチガチになっています。ただ人権教育や同和教育を大事にしたいということで、例えば、こんな資料を作っています。室町時代について小学校では教科書で少し出てきますが、中学校ではこれをもう少し詳しく学習するわけですが、小学校は1時間で学習しますので、ねらいはこの時代の大まかな背景を掴むというところです。社会科は覚えることが多くて苦手な子が多く、年号を覚えておしまいという授業もあるけれども、こういう背景に着目せずにいってしまうともったいないいうふうに各時代に応じて資料を作っていくのですが、江戸時代には解剖が出てきます。解剖をした人が差別された人として出てきます。1時間の授業の中でこういうことを伝えながら授業するのは担任の先生ですから、その担任の先生が教科書に引っかかってくれるようなアプローチをしていかないとと考えて、資料を作っています。

#### (委員長)

学校は、過去に自分たちがいてそのあと子育てしながらも関わり、かなり長い期間関わるので、皆さん関心が非常に深いところだと思います。

#### (委員)

感想です。この会でも言うておりましたが、若年者の教育というのは今後の男女共同参画、ジェンダー平等を進めるうえでも非常に重要だということをずっと言い続けています。今お話を聞いて、24時間の時限でそこに期待するのは難しいなというのを改めてというか、そこに非常に期待しておったのですが、この時間で男女共同参画やジェンダー平等を果たすためだけの教育に結びつけるのは非常に難しいなというふうに感じましたので、この先を何か考えないと駄目なのだろうなという思いです。学校教育だけではとてもじゃないが無理だろうなという感じを受けました。

それと先ほどから先生の質の問題が出てきておりますが、先生が加害者になるようなニュースが出るようでは、まだまだだと思います。先ほど学校はすべての時間において人権教育を意識した取組をしていると言いながら、その学校の中で加害みたいな話、盗撮というような話が出るようでは、全然駄目だなということで、教師の質というものについては相当力を入れていかないと、なかなか相談もできなくなると思

ます。先生に信頼して相談できるかという話があった時にそういうニュースが流れると、先生大丈夫なのかというふうになってしまうので、その辺りももっともっと力を入れないといけないのかなというような感じを受けました。今日知りたかった、どんな教育をしているかということについてはよく分かったので非常に有難かったと思うのですが、逆にいろんな課題がたくさんあるなということを感じました。以上です。

(委員長)

ここでヒアリングを終了させていただきます。どうもありがとうございました。

次に資料3、年次報告表についてです。基本目標1から5について、各委員さんから色々ご意見を寄せていただいています。今まではそのまま載せて提言表として年次報告書にして、市長さんも交えた会議で、こういう提言がありましたと報告していたものを、今回はなるべくすべての要素を配慮してまとめておりますので、読み合わせをさせていただきたいと思います。ご意見は後からメールなどでいただくようにしましょうか。

基本目標1「一人ひとりの人権が尊重される社会をつくりましょう」について、いただいた意見をまとめさせていただくと、地道な広報、研修などの方策に加え、次のような観点での取組も検討されたい。まず、子ども期の重要性を念頭に置き、高知市立の教育施設のみにとどまらず、市内に存在する国県市立教育施設に対しても、ジェンダー平等教育推進への協力依頼や情報提供等、必要な支援を積極的に行うこと。ただし、ここは管轄があってできませんということでしたので少し直さないといけないのかなと思ったりしています。次に、審議会委員に適した女性委員の育成、情報収集などの取組によって、女性委員の登用をより強力に進めるとともに、登用された女性委員が少数派であることについて不安を解消できるような手立て（同時に複数の女性委員を登用するなど）も講じていくこと。それから、政治分野、行政分野等の各分野において男女共同参画実現といった取組を牽引できるような女性リーダーを長期的視点で養成する方策の充実強化です。

見ていただきたいのはこれで意味が通っているかという観点と、皆様が出された意見がきちんと盛り込まれているか、私の意見が入っていないのではないかということは率直におっしゃってください。すべてのご意見を網羅したいと思ってまとめさせていただいております。

次の基本目標2「DVやハラスメントのない社会をつくりましょう」については、DVやハラスメントに関する情報へのアクセスを容易にする方策として、ITを駆使する情報発信やオンライン研修の取組が進められており、その成果が出てきていることは評価できる。想定される被害者の中には声をあげられない人も多く含まれていると考えられる。このような被害者にも届くことを念頭に置き、今後も取組を進めていただきたい。また、このような啓発事業に加え、相談、支援体制をより一層充実させ、広く周知していく方策についても引き続き工夫されたい。

続いて、基本目標3「家庭や働く場においてジェンダー平等を実現しましょう」について、ここは色々と思いがあります。フルタイムで同じように働いていても、家事、育児、看護、介護については女性が担うものとみなされていることによって、職場におけるキャリア形成に事実上の男女差が生じ、さらには、昇進に向けた女性の意欲の喪失につながるという現象がある。すなわち、このような固定的性別役割分担意識が、ジェンダー平等の達成のみならず、社会における人材の豊かさと働きやすさを阻害しているとの問題意識を持ち、改善に向けた取組を進めていくべきである。具体的には、子どもが病気になったときに性別を問わず看護に当たることができるような職場風土の形成、全階層向けの教育体制、研修体制の充実を目指していく必要がある。また、特に女性が少ないとされる技術系分野については、高知市の技術系職員と委託先企業が、共に技術系に関わる人材の多様性実現や技術系男性のワーク・ライフ・バランスの課題

解決に向けて協働することなども考えられる。

次、基本目標4「地域で、防災で、男女共同参画をすすめましょう」についてですが、女性防災プロジェクトのような動きは、他県でもあまり聞かないので、高く評価できる一方で、男性が地域の防災活動の中心を担う場面はまだ多い。男女とも、地域や防災活動に支障なく参加しやすいような環境を整備していくことが必要である。具体的には、学校などに働きかけて、地域の防災活動に若年層を誘い込むことで性別のバランスを改善する方策が考えられる。また、自主防災組織や自治会長といった地域の指導的地位に占める女性の割合を調査して数値目標を設定するとともに、その割合が低いという現状を強力に転換していく方策として、性別、年齢層などの複数の観点から多様な参画を実現している組織（地域、防災組織）に補助金配分で重点支援をしていくことも考えられる。このような実効性ある取組を進めていくことで、地域・防災分野においても女性リーダーの育成が進むことが期待される。

基本目標5「生涯にわたる健康生活を充実させましょう」はご意見が一つでして、出産・育児について色々なサポートや休暇も知られていて活用しやすくなってきているが、介護にあたる職員のための諸制度についても一層の充実を求める。

メッセージがある程度はつきりすると考え、以上のようにまとめさせていただいていますが、気になるのは皆様の意図とずれてないかということと、皆様の意見を取りこぼしていないかということです。ただ時間が来てしまいましたので、ご意見をいただけるようでしたら、日程的には余裕がありますでしょうか。

（事務局）

本日ご議論いただく時間が少なくなりましたので、もう少し期間を延ばしてご意見をいただけるようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

（委員長）

これまでは箇条書きの形でそのまま意見・提言として出していたのですが、メッセージ性のある核になるところが見えにくいかなと考えまとめさせていただきました。ご意見どうかご遠慮なくお寄せください。

それから最後の全体に関する事柄なのですが、これもまとめさせていただきまして、本当は議論したかったのですが、これも皆様の意見を取りこぼしていないかという観点等でご覧ください。

まず、目標の明確化、シンプル化についてのご意見が複数ございました。

目標項目が多すぎるとその重要性や責任が曖昧になり、目標未達の原因がつかみづらくなるのではと考える。最終年度のPDCAにできなかった理由を考えなくてよいように、5年、10年事業を行って目標未達というのは何としても避けなければと思う。

それから、男女共同参画について私は男女平等の実現と認識していたが、今回説明を受けて、色々と資料を読んで、広義に解釈すれば何にでも当てはまるものだと再認識した。それゆえに、国から下りる予算を色々な事業に振り分けることが可能なだろうと想像されるが、男女共同参画としての目標がぼんやりする。何のためにその事業を行っているか、その実際の効果検証に注力できればもっと良いものになっていくと思われ。やはり少し色々な意味で網羅的過ぎたかなと。丁寧に網羅していたのでしょうか、取組を強力に進めていくには少し多すぎるのかなというのは、今回確かにご意見聞いていて感じたところでございます。

それから、評価対象事業の絞り込みについて。全庁をあげてジェンダー平等を意識した取組は重要だと思いますが、市役所の恒常業務として当然やるべき事項と、男女共同参画推進プラン「ジェンダー平等社会の実現」のために、特に重点的に取り組む目標と温度差をつけてもいいのではないかと思います。事業が多すぎて、作成者・実行者・点検者に負担が大きいのではないかと。手段が目的化している懸念がある。カ

テゴリー分けしたらどうでしょうかと。全体的に分かりやすくなるのではないかと。情報発信，イベント，研修・講習，印刷物・作成物，相談・支援，健診女性。対外，対内というところをきちんと分けたらどうかと。変えたいということをちゃんと考えたらどうなのだろう。様々な経緯で絞り込まれた事業数ではございますが，さらに戦略的に展開する事業に絞り込んでもいいのではないかと考えた。

あと重点項目についてですけれども，高知市役所における実現ということがやはり大事なかなというご意見もありまして，幹部職員への女性登用等，市として方針決定しているので様々な課題はあると思うが，市だけで実施できることは早急に実現してほしいと。それから，女性が昇進を望まない。よく聞かれますが，非婚・少子化の一因と思う。それから，庁内向け，庁外向け，児童・生徒向けの事業を区分してもよいのではないかと。庁内向けの目的は市民の模範となる体制を構築すること。児童・生徒向けは将来の大人に対する早期の啓発。一番難しいのは庁外の成人によって構成されている社会であるが，企業ごとの事情もあり，簡単ではないと思う。これら3分野を同時進行するのではなく，手を付けやすい庁内の体制と意識改革と児童・生徒向け啓発活動でまずは目に見える成果を出していくというふうに進めることはどうでしょう。

あとは，教育について。教育が果たす役割は大きい。学校への出前授業も大事だが，意欲ある教員を募り，育成することも考えては。女性防災プロジェクト（事業No. 47）のような教員の中にジェンダーのエキスパートを育成していくことも重要と思います。学校における男女平等教育の推進にも関連することであるが，子どもたちがジェンダーについて学ぶ機会を増やしていくことが欠かせないと思う。

その他，委員さんが前回おっしゃってました。委員委嘱書について旧姓ではなく現在の戸籍姓で書かれていたということで，市としてこの辺の体制を考えて欲しいというふうなお話でございました。

駆け足で読み合わせばかりですが，最後のページについては，次々年度にプランを作っていく上で，非常に重要なことなので来年も続行して，こういった視点からどういうふうに絞り込んでいくとか，重点化していくかと議論する一つの足がかりになればと思ってジャンル分けさせていただきました。ご意見そのまま書いております。意見提言については，よろしければ目通しいただいて，もう少しこういうふうにおっしゃっていただけたらと思います。ほとんど議論できず，最後はメールでのやりとりになってしまいますが，まとめるのは委員長と事務局にお任せいただくでよろしいでしょうか。（はい。）恐れ入ります，ありがとうございます。皆さん本当に長時間のご審議ありがとうございました。本日の議事は以上となります。

(12時10分終了)